

2024年6月20日
東京都スポーツ振興審議会

パラスポーツの振興について

笹川スポーツ財団
小淵和也
博士(リハビリテーション科学)

●国内における障害者スポーツ施策と東京都の動き

●2011年 スポーツ基本法が施行
→障害者のスポーツ振興に言及

●2010年 スポーツ行政の一元化
→障害者スポーツを障害福祉行政からスポーツ行政へ

●2012年 第1期スポーツ基本計画を策定
→今後5年間で、総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示す

●2012年 東京都障害者スポーツ振興計画

●2013年 スポーツ祭東京2013の開催

●2014年 障害者スポーツの管轄省庁の移管
→障害者スポーツ事業を厚生労働省から文部科学省に移管

●2015年 スポーツ庁が設置

●2017年 第2期スポーツ基本計画を策定

●2022年 第3期スポーツ基本計画を策定

● 障害者権利条約の批准

2006年 国際連合「障害者権利条約」採択

(障害者の権利に関する条約)

2011年 **障害者基本法改正** ⇒ 条約の理念を法制化

障害の**社会モデル**をふまえた障害の定義の見直し

2013年 **障害者差別解消法**

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律))

2013年 **障害者総合支援法** (←障害者自立支援法)

(障害者の日常生活及び社会生活を統合的に支援するための法律)

2014年 「障害者権利条約」批准

2024年4月 改正障害者差別解消法 施行

東京都は2018年より東京都障害者差別解消条例を施行

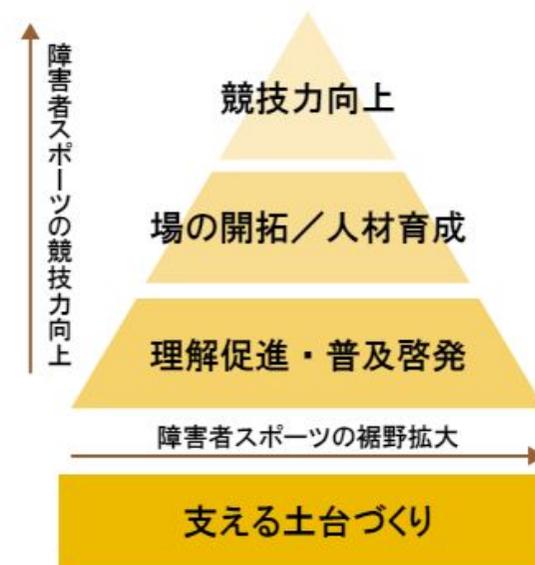
●東京都スポーツ推進総合計画(2018)

障害者スポーツの振興にあたっては、まずは「理解促進・普及啓発」として、障害のある人はもとより、障害のない人にも関心を持ってもらうことにより、障害者スポーツの裾野を広げることが必要です。

その上で、障害者スポーツの「場の開拓」や、障害者スポーツを支える「人材の育成」を通じて、一人でも多くの障害のある人をスポーツ実践につなげるとともに、そこから競技性を追求し、高みを目指す選手を発掘・育成・強化する「競技力向上」により、障害者スポーツを更に発展させていくことが重要です。

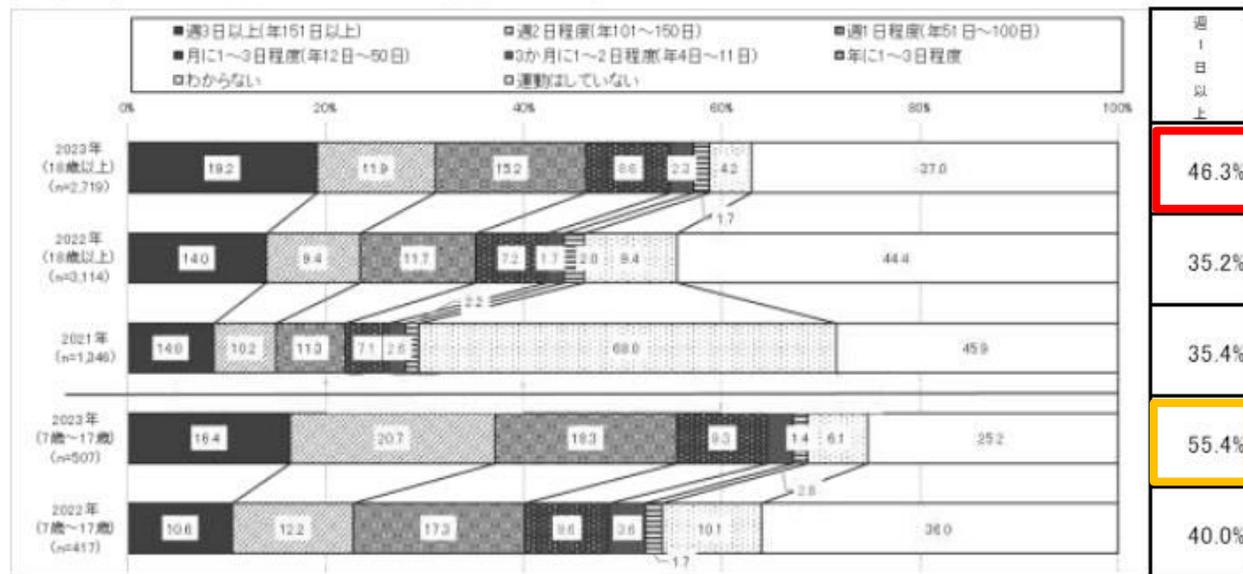
また、障害者スポーツの振興を一過性のものにしなないためには、多様な取組を安定的・継続的に実施していくための仕組みや、強固な財政基盤を構築しなければなりません。すなわち障害者スポーツを「支える土台づくり」も欠かせません。

東京都では、「理解促進・普及啓発」、「場の開拓」、「人材育成」、「競技力向上」、「支える土台づくり」の点から施策の展開を図っていきます。



●東京都における障害児・者のスポーツ実施率

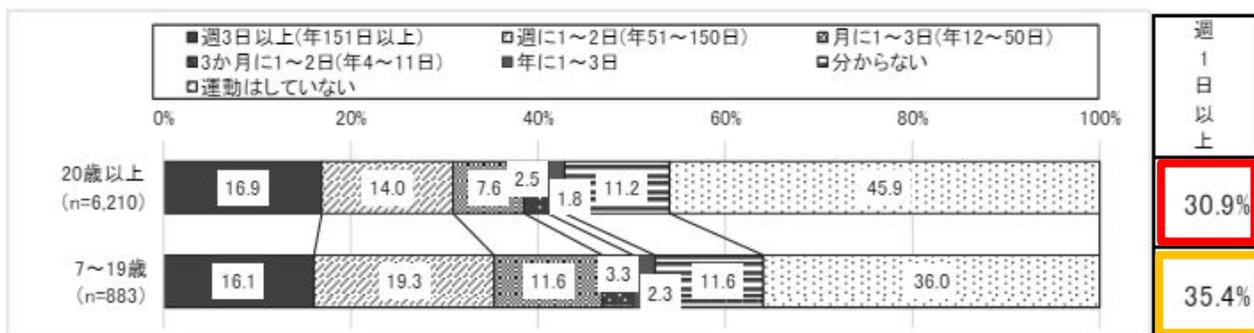
【図表 57】 過去1年間にスポーツ・運動を行った日数



東京

【図表 58】 過去1年間にスポーツ・運動を行った日数

『障害者スポーツ推進プロジェクト(障害児・者のスポーツライフに関する調査研究)』(スポーツ庁: 令和5年3月)

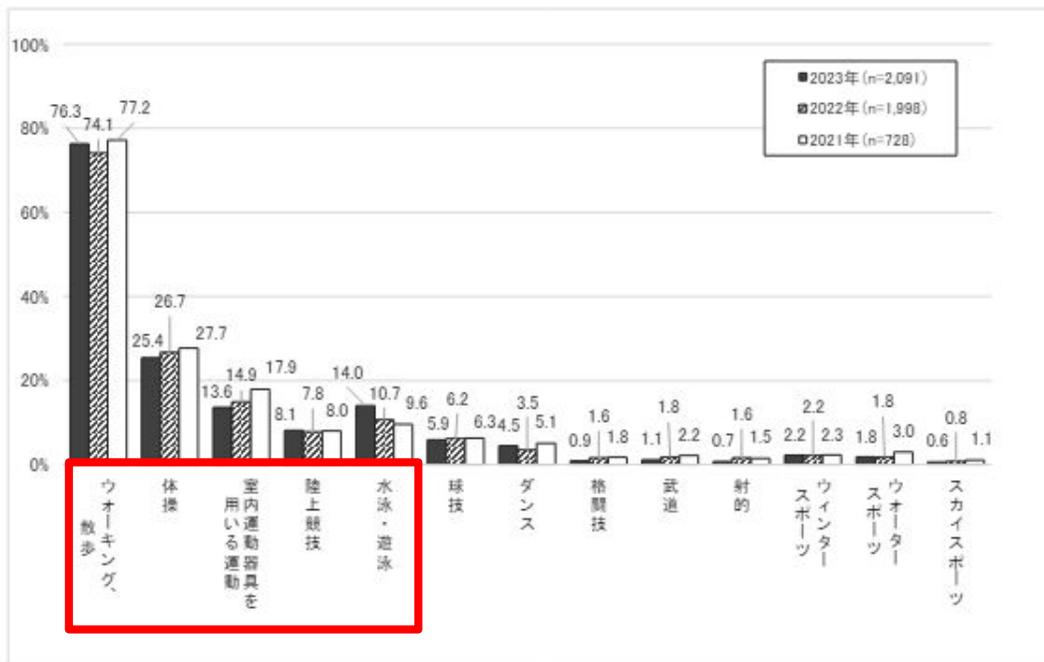


全国

東京都「令和5年度障害者のスポーツに関する意識調査報告書」(2024)

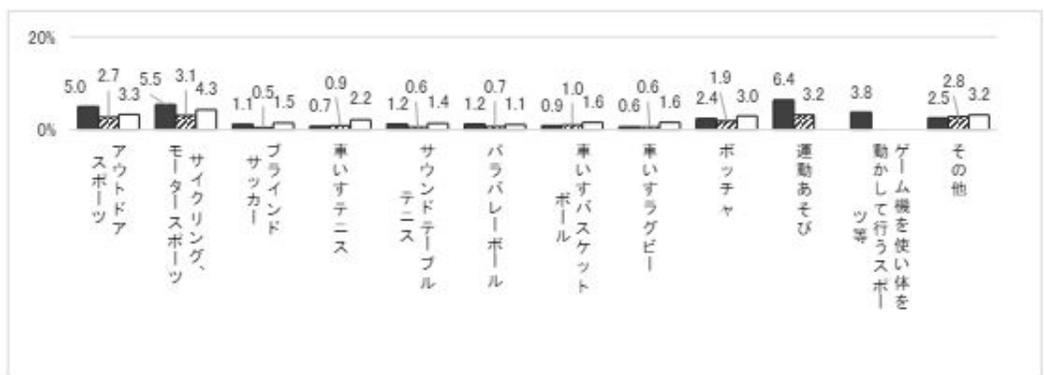
●東京都における障害児・者のスポーツ実施種目

【図表 67】 過去1年間に行ったスポーツ・運動[複数回答](スポーツ・運動実施者)



上位にあがる実施種目は

- ウォーキング、散歩
- 体操
- 屋内運動器具を用いる運動



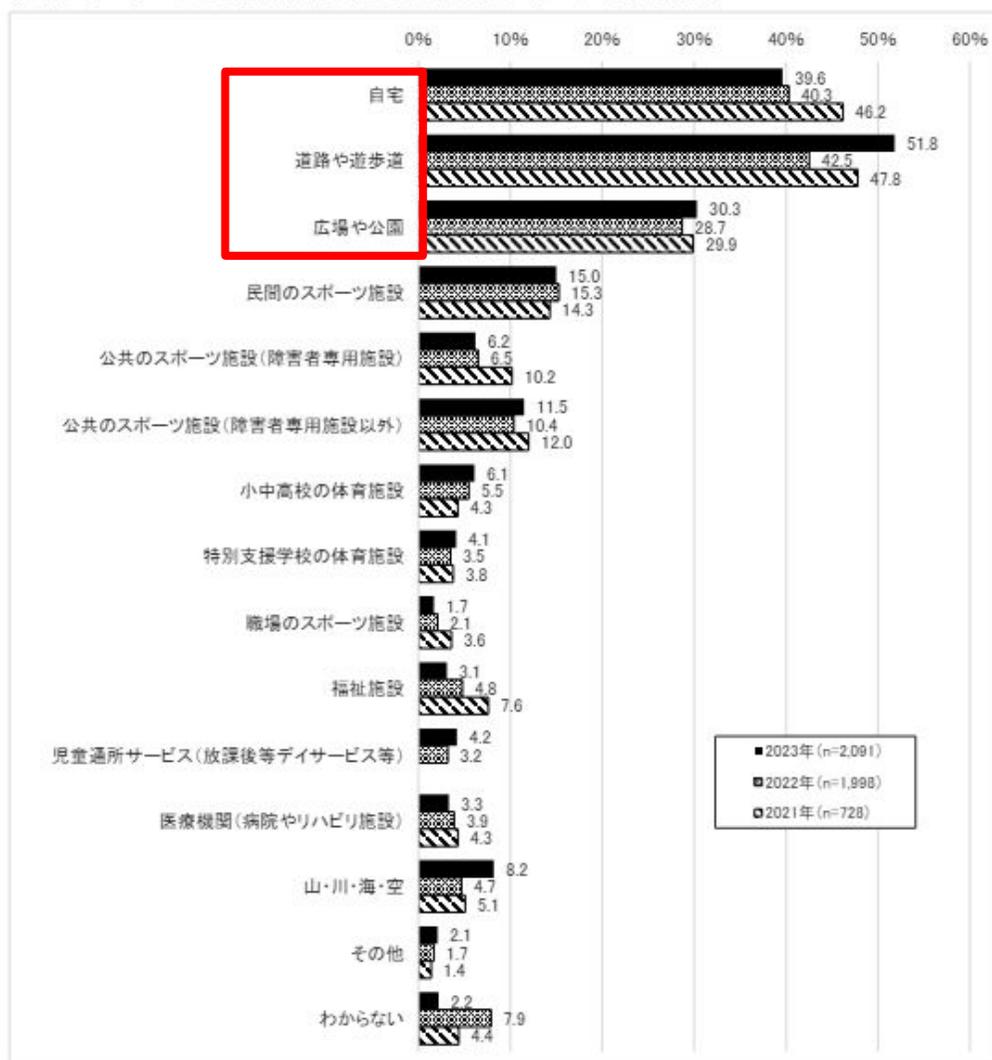
注1：2021年までは18歳以上、2022年からは7歳以上を調査対象としている。2023年分の18歳以上の数値は次ページを参照

注2：「運動あそび」は鬼ごっこやかくれんぼ、鉄棒、ブランコなどを指し、2022年度調査から選択肢を追加

東京都「令和5年度障害者のスポーツに関する意識調査報告書」(2024)

●東京都における障害児・者のスポーツ実施場所

【図表 75】スポーツ・運動を実施する場所[複数回答]〈スポーツ・運動実施者〉



上位にあがる実施場所は

- 自宅
- 道路や遊歩道
- 広場や公園

注1：2021年までは18歳以上、2022年からは7歳以上を調査対象としている。2023年分の18歳以上の数値は次ページを参照

注2：「児童通所サービス」は、2022年度調査から選択肢を追加

東京都「令和5年度障害者のスポーツに関する意識調査報告書」(2024)

●障害児・者の障害者手帳所持者数

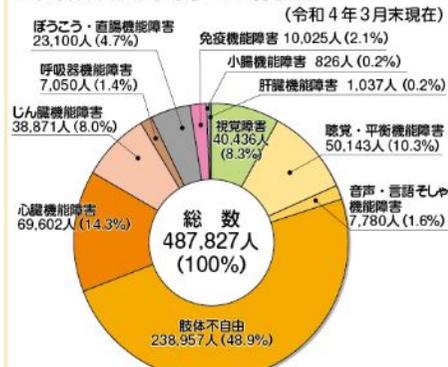
東京都は、令和3年6月に策定した「東京都障害者・障害児施策推進計画」に基づき、障害者施策の総合的な展開に取り組んでいきます。

障害者(児)の現状

障害者手帳の所持者数

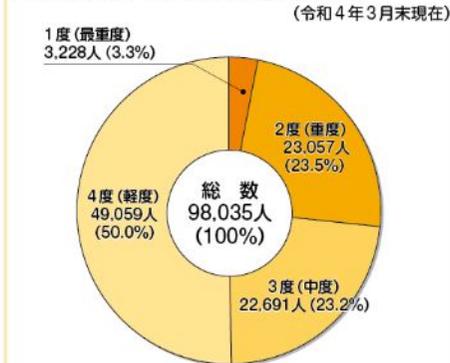
現在、市内には身体障害者手帳の交付を受けている人が約48万8千人、愛の手帳（知的障害者・児を対象）の交付を受けている人が約9万8千人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が約14万人います（令和4年3月末現在）。

「身体障害者手帳」の交付状況



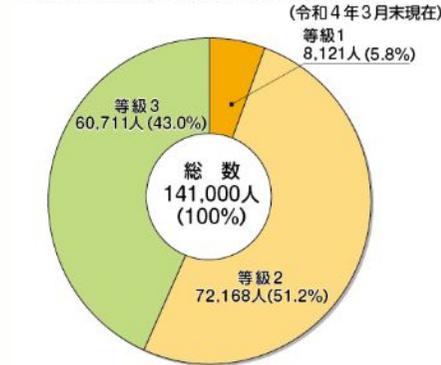
資料：福祉保健局「福祉・衛生行政統計」

知的障害者「愛の手帳」の交付状況



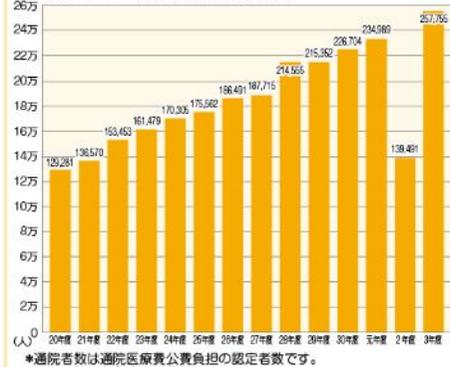
資料：福祉保健局「福祉・衛生行政統計」

「精神障害者保健福祉手帳」の交付状況



資料：中部総合精神保健福祉センター

精神障害者の通院者数の推移



資料：中部総合精神保健福祉センター

- 身体障害者手帳 48万7,827人
- 知的障害者「愛の手帳」 9万8,035人
- 精神障害者保健福祉手帳 14万1,000人



約72万6,862人

東京都「東京都の福祉保健」(2023)

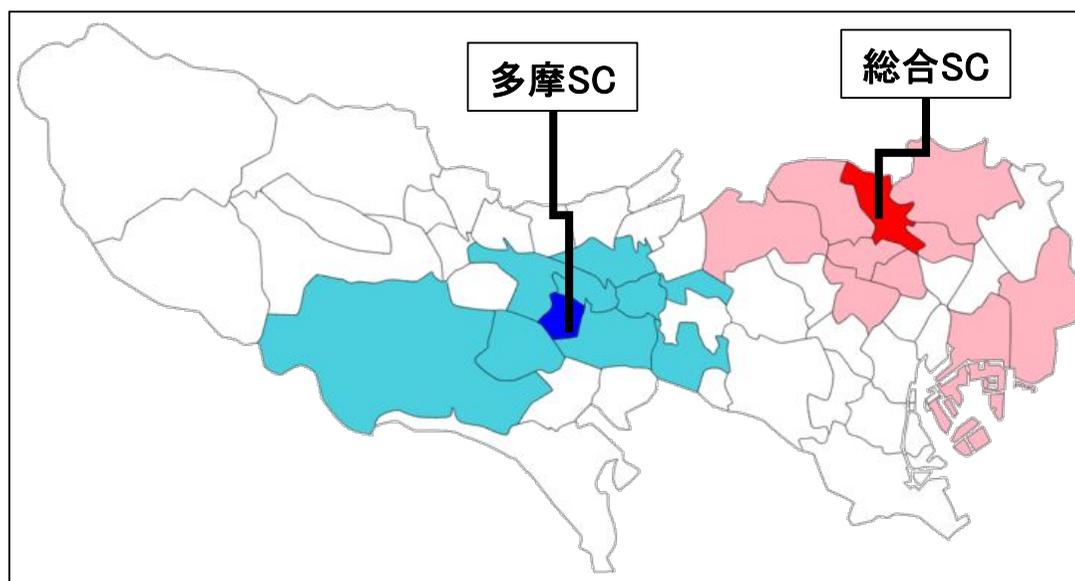
●東京都における障害者スポーツ施設

東京都には障害者**専用**スポーツセンターが2施設ある(全国には5施設)

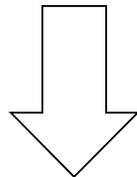
- ①東京都障害者総合スポーツセンター(総合SC)
- ②東京都多摩障害者スポーツセンター(多摩SC)

2施設の指定管理者が、【東京都障害者スポーツ協会】

現在は、東京都パラスポーツトレーニングセンターの指定管理者でもある。



障害当事者が通える範囲に 障害者専用・優先スポーツ施設がない場合は、 どこでスポーツするのでしょうか？



一般の公共スポーツ施設 民間スポーツクラブ

東京都は、すでに様々な事業を東京都障害者スポーツ協会と協力して実施中

体育・スポーツ施設	総数	学校体育・スポーツ施設					大学・ 高専体育 施設	公共スポーツ施設			民間 スポーツ 施設
		計	小学校	中学校	高等 学校等	専修・ 各種学校		計	公立社会教育 施設に 付帯するス ポーツ施設	社会体育 施設	
総 数	211,300	121,901	52,401	35,645	32,956	899	7,838	51,740	6,082	45,658	29,821
東 京	15,947	8,530	3,840	2,271	2,286	133	1,067	2,413	184	2,229	3,937

スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」(2021)をもとに集計

●東京都障害者スポーツ協会との共同研究

東京都障害者スポーツ協会と笹川スポーツ財団は、障害者が身近な地域で運動・スポーツに親しめる環境整備に向けての効果的な施策や取組を検討するため共同研究を実施した。

本研究では、東京都障害者総合スポーツセンターと東京都多摩障害者スポーツセンター、周辺自治体の公共スポーツ施設や多機能型施設、公民館等を対象に、障害者スポーツセンター、公共スポーツ施設等の機能・役割を明らかにした。

●障害者スポーツセンターをハブとした施設ネットワーク

障害者が身近な地域でスポーツに親しめる社会の実現のためには、障害者スポーツの専門性の高い施設とその他の施設とのネットワーク化・連携を促進する必要がある。ここでは、スポーツ施設を以下の3つに分類した。

1)ハブ施設:

障害者スポーツの拠点(ハブ)として機能する障害者スポーツセンター

① 障害者のスポーツの場のコーディネートや質の高い指導ができる人材がいる障害者専用・優先スポーツ施設⇒日本パラスポーツ協会「パラスポーツセンター協議会」加盟施設

2)サテライト施設:

都道府県・市町村単位で障害者の日常的なスポーツ活動の場となる施設

② ①を除く障害者専用・優先スポーツ施設

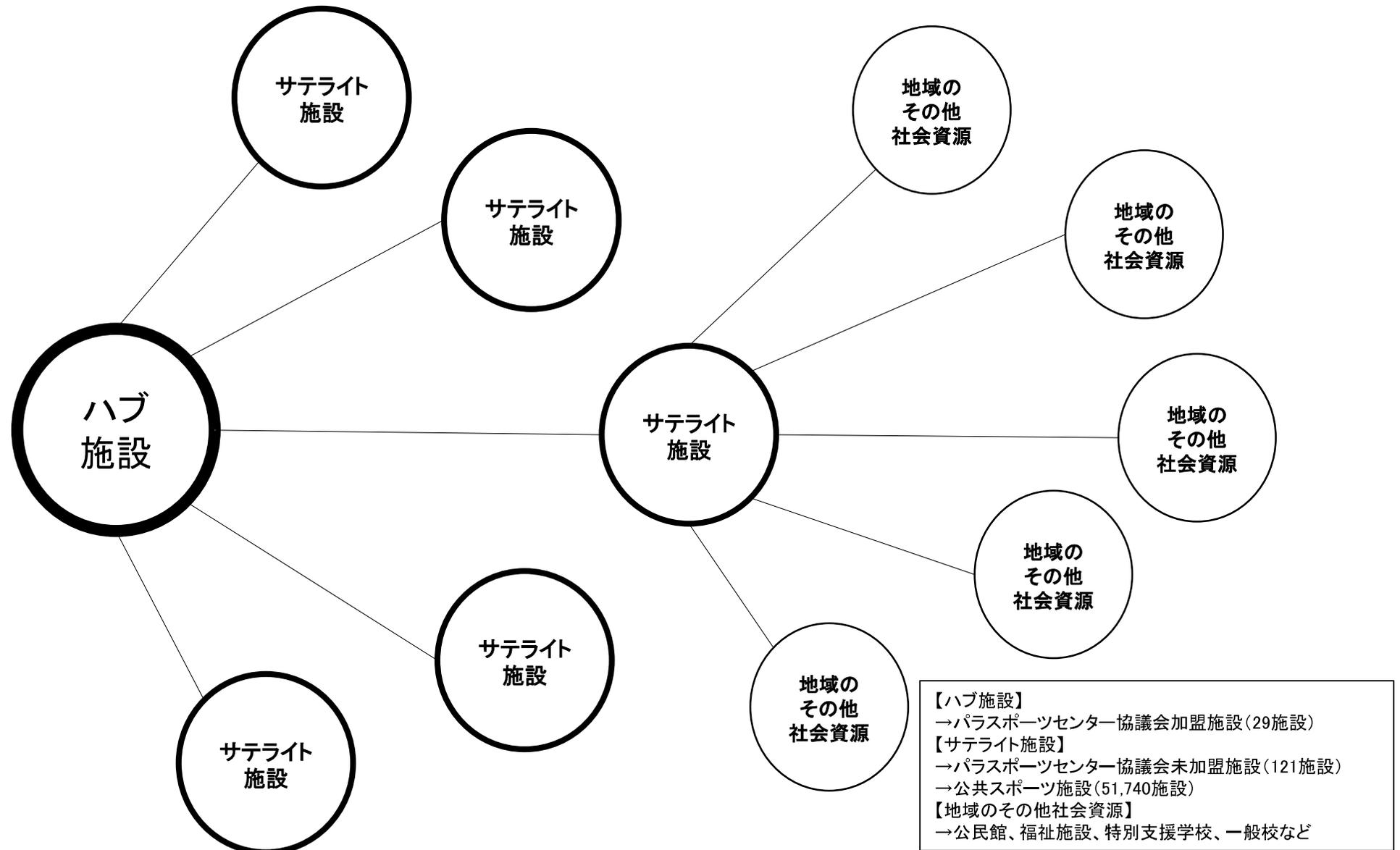
③ ①と②をのぞく公共スポーツ施設

3)地域のその他社会資源:

ハブ・サテライト施設以外で、障害者のスポーツの場となる施設

④ 公民館、福祉施設、特別支援学校・一般校

●障害者スポーツセンターをハブとした施設ネットワーク



笹川スポーツ財団「東京都における障害者スポーツ施設運営に関する研究」(2023)

●施設の役割別に求められる障害者のスポーツ推進事業

	【ハブ施設】 障害者スポーツセンター	【サテライト施設】 障害者優先スポーツ施設 公共スポーツ施設	【地域のその他社会資源】 公民館、福祉施設、 特別支援学校、一般校等
1. 「運動・スポーツ相談」事業	◎	○	○
	医師・理学療法士等による スポーツ医事相談、運動相談など	ハブ施設からの助言	ハブ施設からの助言
2. 「スポーツ教室」事業	◎	○	○
	種目別教室、 初・中・上級向け教室、 重度障害者向け教室、 出前教室等	種目別教室、 初心者向け教室、 障害の有無に関わらず参加できる 運動・スポーツ教室	種目別教室、 初心者向け教室、 障害の有無に関わらず参加できる 運動・スポーツ教室
3. 「クラブ・サークル活動支援」事業	◎	○	○
	サークル設立支援、 サークルの地域移行 (サテライト施設等利用) 支援	サークル設立支援 (教室参加者への働きかけ)	サークル設立支援 (教室参加者への働きかけ)
4. 「イベント（大会・体験会等）」事業	◎	○	
	大会・イベント・体験会の主催、 参加者の施設定期利用の促進	大会・イベント・体験会の 主催・共催、 参加者の施設定期利用の促進	
5. 「講習会・研修会」事業	◎	○	
	指導者の養成講習会、 フォローアップ講習会、 リ・スタート研修会、 指導補助・教室運営補助、 人材育成の研修会	指導者の養成講習会、 指導補助・教室運営補助、 人材育成の研修会	

◎必須要件 ○任意要件

笹川スポーツ財団「東京都における障害者スポーツ施設運営に関する研究」(2023)

●障害者専用スポーツ施設における専門職

①支援力・指導力

→障害の種類・程度、利用の目的などを問わず、一人ひとりに向き合いスポーツ支援・指導ができる。

②想像力・創造力

→各施設や場所の特色を理解し、障害者のスポーツ環境を整えることができる。

③発信力・調整力・情報収集力

→障害者スポーツに関する情報を発信し、地域の関係機関・団体をつなげることができる。

笹川スポーツ財団「東京都における障害者スポーツ施設運営に関する研究」(2023)

障害者専用スポーツ施設の専門職には、スポーツ施設の職員としてのスキルに加えて、障害者のスポーツ指導に関するスキルが必要である。

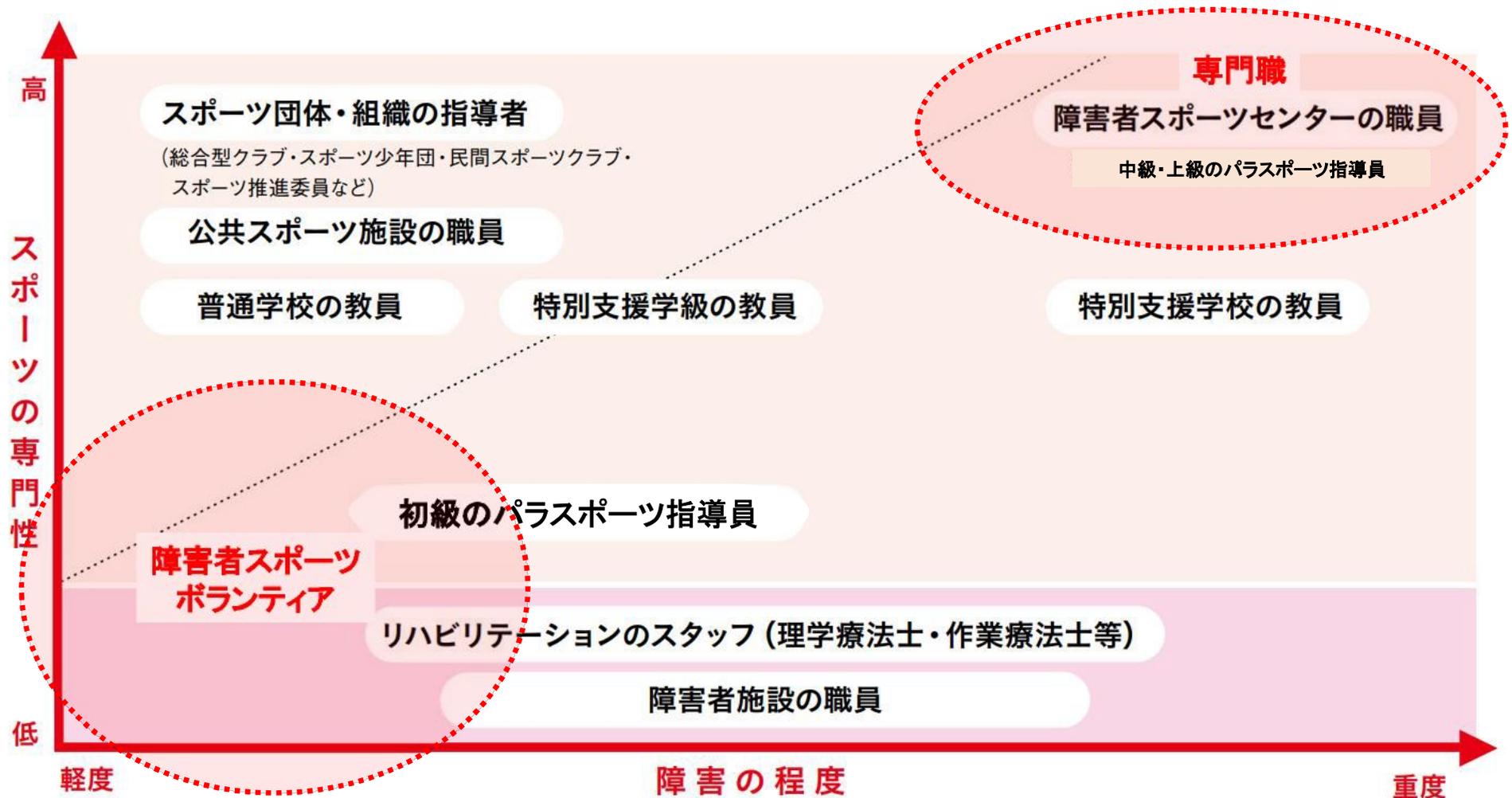
●今後の東京都における障害者スポーツ振興

①場の開拓→場の“充実”へ

②人材育成→ささえる人材の“効果的”活用



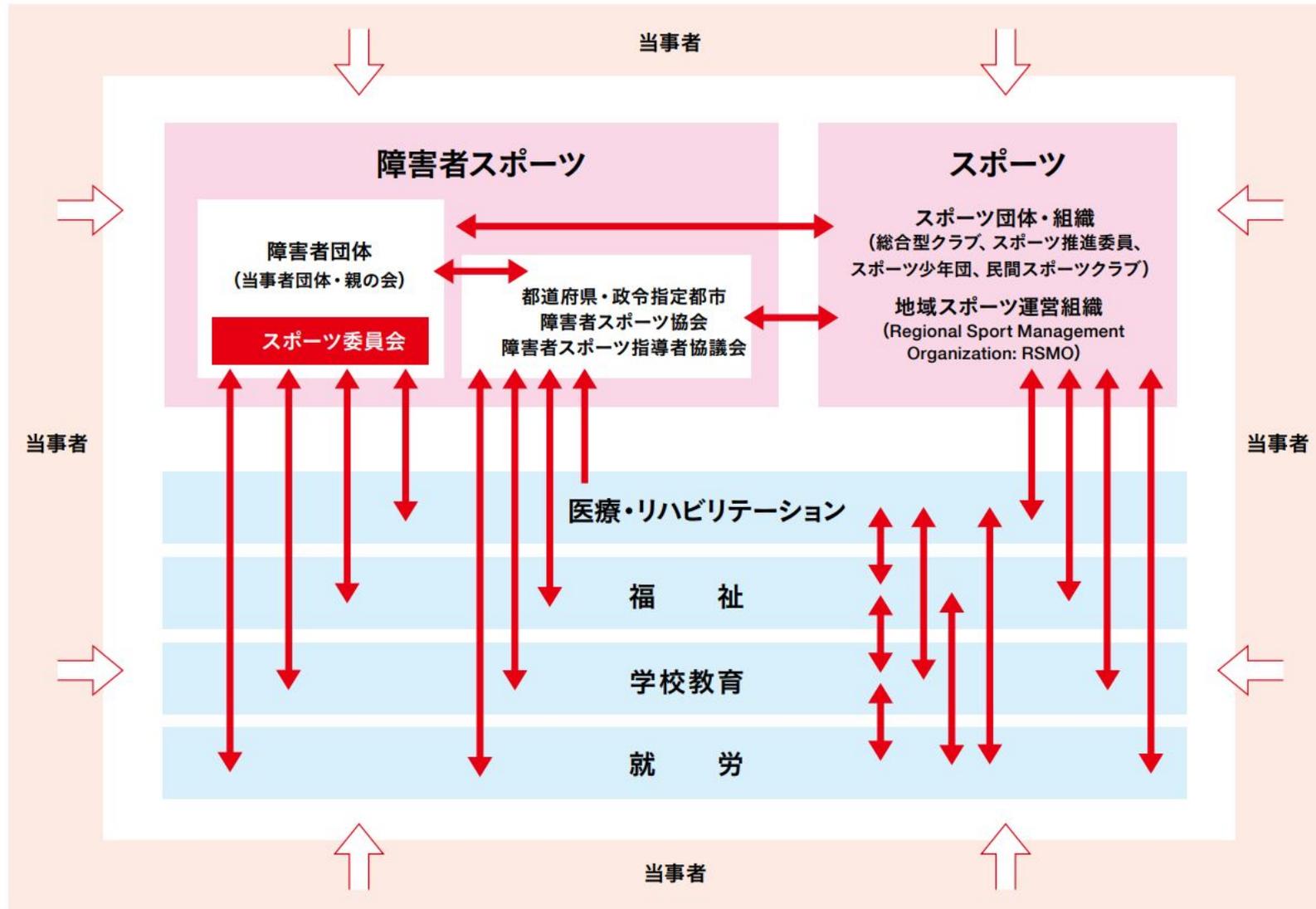
●障害者のスポーツ指導に関わる人材の多様性



笹川スポーツ財団「地域における障害者スポーツ施設運営に関する研究」(2024)

●障害児・者がいつでもスポーツできる連携体制図

↔ 相互の連携・協働 ⇒ スポーツへのアプローチ



笹川スポーツ財団「政策提言」(2017)